

コンプライアンス規程

特定非営利活動法人 ヒミツキチ

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ヒミツキチの倫理規程の理念に則り、特定非営利活動法人ヒミツキチに適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 特定非営利活動法人ヒミツキチの役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織・推進体制・内部通報等)

第3条 特定非営利活動法人ヒミツキチのコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1)コンプライアンス担当理事
- (2)コンプライアンス担当は監事とする。

第4条コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

第5条 推進体制・内部通報等

1. 当法人は、本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・職員が、その情報をコンプライアンス担当理事に直接提供、内部通報等を行う。
2. 内部通報等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取ったコンプライアンス担当理事は、迅速、且つ適切に対応する。
3. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
4. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・職員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

第6条 行動規範

1. 役員・職員に対して
 1. 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。
 2. 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努める。

3. 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。
4. 違法な政治献金・違法な利益供与、贈賄は行わない。
5. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与しない。
6. 環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用・資源のリサイクル・省エネルギーなどに積極的に取り組む。

2. 広報・広告活動において

1. 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
2. 外部広報活動においては、関係する地域のお客様、投資家、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
3. 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に理事の了解を得ること。
4. 法人の知名度向上を図り、また、法人に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。
5. 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
6. 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

(改正・改廃)

第7条 規程の改正、廃案

本規程の改正においては、コンプライアンス担当理事が立案し、理事会において決議する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。